

平成 27 年 2 月 20 日

図書館友の会全国連絡会  
代表 福富 洋一郎 様

福岡市教育委員会  
教育長 酒井 龍彦

「福岡市図書館への指定管理者制度の導入の見直し及び再検討を求める要望書」に対する回答について

標記要望書に対する回答につきましては、福岡市総合図書館を所管する福岡市教育委員会教育長より、以下のとおり回答いたします。

#### 1 (1)

福岡市においては、「公の施設の管理については指定管理者制度の活用を基本とする」という市の基本的方針に基づき、福岡市総合図書館新ビジョン策定時に実施したパブリック・コメントにおける市民意見や他の政令市の図書館の管理運営形態も参考に、図書館業務を「行政が担う業務」と「民間が活用できる業務」に仕分けたものです。

資料収集やレファレンスサービス、学校図書館の支援などの業務については、市の業務であると考えています。高度な読書相談（文献調査等）の対応などについては、引き続き総合図書館がバックアップ態勢をとることで、市の図書館全体のネットワークを保っていきます。なお、東図書館（分館）の職員については、図書館事業の継続的かつ安定的な実施、事業の水準の維持及び向上に向けて、すべて司書資格者が配置できるよう努めるとともに、その資質・能力の向上が図られるような仕組みを検討していきます。

指定管理者の力を引き出し、様々な取り組みを行うためには、指定管理業務の適正化を図っていくことが重要であり、公の施設の設置者の立場から、指定管理業務の実施状況を点検し、評価を行うモニタリングを実施してまいります。モニタリングの実施により、その結果を踏まえて、指定管理に対して指導、助言を行うことで、業務の改善を促し、公の施設の効果的、効率的な運用を図ることで、市民サービスの向上を図ってまいります。

また、サービスの維持・向上や継続性、指定管理者の意欲のさらなる向上のために、必要に応じて、優れた実績等に対するインセンティブの付与を行うことにより、次回選定時に加点するなどの活用を考えていきます。

#### 1 (2)

福岡市の指定管理者制度におきましては、指定管理者は、関係法令に従って適正に施設の管理を行わなければならないとしており、図書館の運営の状況に関する情報につきましては、図書館法第7条の四に基づいて提供するものと考えます。また、指定管理者制度導入施設の労働条件につきましては、労働条件モニタリングを実施することとしており、適正な管理運営に努めてまいります。

## 2

平成26年6月に策定しました「福岡市総合図書館新ビジョン」は、平成3年2月に策定した「福岡市新図書館基本計画」から20年以上が経過し、その間、図書館を巡る環境も情報化の急速な進展や図書館サービスに対する市民ニーズの高度化、多様化など大きく変化する中で、そうした社会状況の変化に対応するため、これまでの取組を整理し、今求められる図書館の役割を踏まえ、これからの福岡市総合図書館が目指すべき図書館像を定めたものです。

その中で、開館時間拡大など図書館サービスを向上していくため、指定管理者制度などの民間活力の導入を含めた検討を行うこととしており、策定においては、平成23年9月に公募市民を含め「これからの図書館のあり方について」懇話会を設置して、合計5回の協議を実施し、平成24年7月に意見のとりまとめを行いました。それを踏まえ、平成25年5月、福岡市総合図書館運営審議会に「これからの福岡市図書館のあり方」について諮問。同年11月に答申をいただき、平成26年3月に「福岡市総合図書館新ビジョン（素案）」としてまとめ、パブリック・コメントを同年4月に実施しました。その中で指定管理者制度導入に対する市民の皆様からのご意見には、短期間で事業者が入れ替わる可能性があり、継続性が危惧されること、職員の専門性や質が保たれない、資料の収集保存、学校図書館への支援、他部局等との連携、レファレンスなどへの影響が心配、などのご意見をいただき、それらも参考にして新ビジョンを策定し、制度導入の検討を行ったものです。

福岡市の分館も含めた総合図書館は、「市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため」に設置しており、民間活力の導入は、この設置目的を効果的に達成する一つの方法として、平成24年文部科学省の告示した「図書館の設置及び望ましい基準」を踏まえ検討したもので、「法令の趣旨から逸脱したもの」とは考えておりません。

「開館時間や開館日の増大は、現行体制でも経費増無しにできること」とのご指摘ですが、職員の人件費や館内の光熱水費、総合図書館における警備や総合案内の窓口業務等の委託に係る経費については、増額なしで実施することは困難な状況であると考えています。

## 3

福岡市としましては、「福岡市総合図書館新ビジョン」の推進にあたり、課題のひとつである運営体制のあり方について、民間の能力を活用し、公の施設の管理を指定管理者に行わせる指定管理者制度を一部導入することは、「図書館のスクラップ化」ではなく、図書館サービスの充実のための財源の再配分や人的資産の活用を図るものです。そして、新ビジョンが目指す4つの図書館像「誰もが楽しめる魅力ある図書館」「さまざまな情報を求める市民に応える図書館」「子どもと本をつないで豊かな心を育む図書館」「総合図書館の特色を生かした図書館」の実現に向け、今後さらに、利用者サービスの向上に努めていきます。

以上、貴会の要望に対して回答を申し上げます。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、経費の節減等のみならず住民サービスの向上を目的とするものです。

導入にあたっては、福岡市総合図書館条例で定める「市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため」に設置されたものであること、そのために新ビジョンに基づき、これまでの機能を充

実するとともに、地域の情報や市民が求める様々な情報を集約し提供する情報拠点の機能を強化していきます。

また、内部空間だけでなく外部空間も含めて、快適な空間を最大限に活用することにより、これまで図書館を利用したことのない人や観光客などが集う場を創出し、多くの市民がくつろぎ、楽しさを共有できる新たな情報・交流の拠点となる図書館を目指していきます。

貴重なご意見ありがとうございました。